

— 第IV編 —

事業報告書、
事業実績報告書

1

事業報告書、 事業実績報告書について

	提出先	報告書の種類	時期
1.一般貨物自動車運送事業者(次号に掲げる者を除く)	運所 輸轄 局地 方	毎事業年度に係る事業報告書	毎事業年度の経過後 100日以内
		前年4月1日から3月31日までの 期間に係る事業実績報告書	毎年7月10日まで
2.特別積合せ貨物運送(運行系統が2以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離の合計(運行系統が重複する部分に係る距離を除く。)が100km以上のものに限る。)を行う一般貨物自動車運送事業者	国 土 交 通 大 臣	毎事業年度に係る事業報告書	毎事業年度の経過後 100日以内
		前年4月1日から3月31日までの 期間に係る事業実績報告書	毎年7月10日まで
3.特定貨物自動車運送事業者	運所 輸轄 局地 方	前年4月1日から3月31日までの 期間に係る事業実績報告書	毎年7月10日まで

※提出部数は各1部です(実際には2部提出し、1部は受領印を押して返却してください。)

※提出先は、報告書の宛先に記入する提出先のことであり、実際の提出は主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長を経由することができます。

※事業報告書は、特定貨物自動車運送事業者は提出不要です。

事業報告書

事業報告書は、次の1～5の報告書類で構成されます。

- 1.事業概況報告書(第1号様式)
- 2.貸借対照表(※)
- 3.損益計算書(※)
- 4.一般貨物自動車運送事業損益明細表(第2号様式)
- 5.一般貨物自動車運送事業人件費明細表(第3号様式)

※貸借対照表及び損益計算書の様式及び勘定科目についての定めはなく、一般に公平妥当であると認められる会計の原則に伴う限り、事業者において任意に作成することとされています。

具体的には、以下の通りとなっています。

- ①商法に基づく「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則」(昭和38年法務省令第31号)により作成することを原則とする。
- ②証券取引法により、財務計算に関する書類の提出義務のある事業者については、同法に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(同省令の取扱要領を含む。)により作成したものでもよい。
なお、提出する貸借対照表及び損益計算書の用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

事業実績報告書

貨物自動車運送事業実績報告書(第4号様式)となります。

根拠法令

貨物自動車運送事業報告規則第2条

2

事業報告書

事業概況報告書

●記入例

第1号様式（第2条関係）

事業者番号

事業概況報告書

〇〇年 〇月〇〇日から 〇〇年 〇月〇〇日まで

運輸局長 殿

住所 東京都〇〇区〇丁目〇〇番〇〇号
 事業者名 〇〇運輸株式会社
 代表者名(役職名及び氏名) 代表取締役 〇〇 〇〇
 電話番号 〇3-〇〇〇〇-〇〇〇〇

経営規模

資本金の額又は出資の総額	10,000千円	発行済株式総数	200株
--------------	----------	---------	------

主な株主(所有株式数の多い順に5名を記載すること)

株主名	発行済株式総数に対する割合(%)
山本 太郎	60
鈴木 一郎	10
山田 三雄	10
佐藤 次夫	10
中村 花子	10

役員

	役職名	氏名	常勤非常勤の別
取締役 (理事)等	代表取締役	山本 太郎	常
	取締役	鈴木 一郎	常
	同	山田 三雄	常
会計参与	監査役	松田 四郎	非
監査役 (監事)等			

経営している事業

事業の名称	従業員数(人)	営業収入(売上高)構成比率(%)
一般貨物自動車運送事業	38	95
貨物利用運送事業	2	5
合計	40	100%

備考

- 従業員数は、給与支払の対象となった月別支給人員(臨時雇用員にあっては、25人日を1人として換算)の該当事業年度における合計人員を当該事業年度の月数で除した人数とすること。
- 会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第十二号に規定する委員会設置会社にあっては、「監査役」を「執行役」とすること。

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車業務監査指導部長 }あて
沖縄総合事務局運輸部長

国自貨第88号
平成15年2月14日

自動車交通局貨物課長

貨物自動車運送事業報告規則に基づく報告書類の取扱要領について

鉄道事業法等の一部を改正する法律(平成14年法律第77号)の施行に伴い、「貨物自動車運送事業報告規則に基づく報告書類の取扱要領」について別紙のとおり定めたので、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本通達は平成15年4月1日以降適用することとし、これに伴い、「貨物自動車運送事業報告規則に基づく報告書類の取扱要領について」(平成3年5月1日貨経第17号、貨陸第53号)は平成15年3月31日限りで廃止する。

事業概況報告書(第1号様式)

- ①年月日欄は、当該事業年度の始期と終期を記載する。
- ②経営規模、主な株主並びに役員の各欄は、当該事業年度末現在のものを記載する。
- ③資本の額又は出資の総額の欄は、株式会社にあつては払込資本金、有限会社、合名会社、合資会社及び組合等にあつては出資の総額を記載する。
- ④発行済株式総数の欄は、株式会社以外の有限会社等は記載しない。
- ⑤主な株主の欄は、所有株式の多い順に五名を記載し、所有株式数及び発行済株式の総数に対する所有割合を百分率(%)でそれぞれ記載する。有限会社、合名会社、合資会社及び組合等にあつても出資者名、出資口数などについて株式会社に準じて記載する。
- ⑥役員の欄は、取締役(理事)及び監査役(監事)等の役職名(代表権を有する者については代表取締役社長等と明記し、その他の取締役についても専務取締役、常務取締役等と明記する。)、氏名、常勤・非常勤の別を記載する。
- ⑦経営している事業の欄の事業の名称は、当該事業年度中に経営した事業の全部を記載する。例えば、一般貨物自動車運送事業はもとより貨物利用運送事業、倉庫業、港湾運送事業等のように経営するすべての事業をその種類ごとに記載する。
- ⑧従業員数の欄は期中の平均従業員を記載する。従業員数には、役員も含めるが、無報酬の非常勤役員等は含めない。従業員数は主として当該事業に従事している人数について各事業ごとに記載するが、社内において同一従業員が二以上の事業に従事するような勤務体制をとっている場合は、適正な配分方法により各事業に配分した人数を記載する。なお、一般貨物自動車運送事業の平均従業員数は、第3号様式の支払い延人員(人月)の合計値を12で除したものと等しくなる。
- ⑨営業収入(売上高)構成比率の欄は、当該事業者の全事業の営業収入に対する各々の事業の営業収入の割合を百分率(%)で記載する。なお、当該事業年度の途中において、休廃止した事業についても記載する。

(注)適用法令「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則(昭和38年法務省令第31号)」は「商法施行規則(平成14年法務省令第22号)」になりました。

一般貨物自動車運送事業
損益明細表

●記入例

第2号様式 (第2条関係)

事業者番号

一般貨物自動車運送事業損益明細表

年 月 日から 年 月 日まで

住 所
事 業 者 名

(単位:千円)

営業 収益	運 送 入 入	貨 物 運 賃		
		そ の 他		
		計		
運 送 雑 収 入	運 送 雑 収 入	運 送 雑 収		
		計		
営 業 費 用	運 送 費	人 件 費	注1 ()	
		燃 料 油 脂 費	ガ ソ リ ン 費	
			軽 油 費	
			そ の 他	
			計	
		修 繕 費	事 業 用 自 動 車	
			そ の 他	
			計	
		減 価 償 却 費	事 業 用 自 動 車	
			そ の 他	
			計	
			保 険 料	
			施 設 使 用 料	
			自 動 車 リ ー ス 料	
			施 設 賦 課 税	
	事 故 賠 償 費			
	道 路 使 用 料			
	フ ェ リ ー ボ ー ト 利 用 料			
	そ の 他	注2 ()		
	計			
一 般 管 理 費	一 般 管 理 費	人 件 費		
		そ の 他		
		計		
	合 計			
営 業 損 益				
営 業 外 収 益	金 融 収 益	金 融 収 益		
		そ の 他		
		計		
営 業 外 費 用	金 融 費 用	金 融 費 用		
		そ の 他		
		計		
営 業 外 損 益				
経 常 損 益				

(注1) 運送費中の「人件費」には、運転者、修理工、運行管理者等の専ら事業用自動車の運行に従事する者の人件費を、内数として括弧書きで明記すること。

(注2) 備車費、下請費他の事業者を支払った費用を、内数として括弧書きで明記すること。

●この項は、事業の決算書に基づいて収入の額を記入する。

●この項は、事業の決算書の損益計算書に基づいて数字を記入する。

■一般貨物自動車運送事業損益明細表(第2号様式)の取扱要領

各科目に計上されるべき収益、費用は次のとおりである。なお、一般貨物自動車運送事業とその他の事業とに関連する収益又は費用については、「貨物自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分基準について」(平成2年11月29日貨経第44号、貨陸第133号=118頁参照)により算出した一般貨物自動車運送事業に係る収益又は費用を計上すること。

営業収益の部

- ア. 運送収入……………一般貨物自動車運送事業に係る運賃・料金及び利用料
- ① 貨物運賃……………貨物の運賃、品目割増、特大品割増、特殊車両割増、悪路割増、冬期割増、休日割増、深夜・早朝割増等を含む。
- ② その他……………集配料、地区割増料、車両留置料、道路使用料その他諸料金、荷役料その他運送に関して求められるサービスに対する実費
- イ. 運送雑収……………品代金取立料、貨物引換証発行料、着払い手数料等諸手数料、事業用自動車を使用して他人の広告を行った場合の広告料収入等

営業費用の部

- ア. 運送費……………営業所の費用など直接現業部門に係る費用
- ① 人件費……………一般貨物自動車運送事業の現業部門に係る人件費。
詳しくは、「一般貨物自動車運送事業人件費明細表(第3号様式)の取扱要領」(119頁)を参照
- ② 燃料油脂費……………事業用自動車、荷役機械等に係る燃料費及び油脂費
- ③ 修繕費……………事業用自動車、建物その他の事業用固定資産(運送事業の現業部門に係るものに限る。以下同じ。)の修繕に係る費用
- ④ 減価償却費……………事業用固定資産に係る減価償却費。なお、税法上損金化が認められている中小企業者の機械等の特別償却制度等を適用した場合は、当該特別償却額は損益計算書上特別損益として費用化するため、この科目において計上しない。
- ⑤ 保険料……………自動車損害賠償保険料、対人・対物の任意保険、トラック共済掛金、一般貨物自動車運送事業の現業部門に係る建物の火災保険、荷物保険、盗難保険等の保険料

- ⑥ 施設使用料……………事業用施設、従業員の社宅等の土地の賃借に要する費用、事業用社屋、従業員の社宅等の賃借に要する費用、荷役機械等事業用固定資産に係る利用料。ただし、(土)に該当するものを除く。
 - ⑦ 自動車リース料……………事業用自動車に係るリース料。なお、事業用自動車のリースによる保有については、「リースによる貨物自動車運送事業者等の事業用自動車の保有について」(平成8年2月7日運貨複第27号、自貨第7号、自整第29号)によることとなっているので注意を要する。
 - ⑧ 施設賦課税……………一般貨物自動車運送事業用の土地、建物、構築物、機械装置等に係る固定資産税、事業用自動車に係る自動車重量税、自動車税等。なお、不動産取得税、自動車取得税は固定資産購入の費用として取得価格に含める。
 - ⑨ 事故賠償費……………事故による見舞金品、感謝料、弁償金等
 - ⑩ 道路使用料……………有料道路を利用する場合に支払う料金
 - ⑪ フェリーボート利用料……………フェリーボートを利用する場合に支払う料金
 - ⑫ その他……………旅費、被服費、水道光熱費、備品消耗品費等のうち現業部門に係るもの、通信費、会議費、交際費等事業の遂行上支出されたもの等
- イ. 一般管理費**……………本社及び会社に準ずる管理部門に係る費用
- ① 人件費……………役員報酬、管理部門の従業員等の人件費
 - ② その他……………管理部門に係る減価償却費、保険料、施設使用料及び施設賦課税並びに宣伝広告費等

営業外収益の部

- 営業外収益**……………営業活動以外の原因から生じる経常的な収益
- ① 金融収益……………営業活動に付随して行われる財務活動又は投資活動によって得た収益。預貯金利息、受取手形利息、受取割引料、有価証券利息、受取配当金等
 - ② その他……………流動資産売却益(貸借対照表の流動資産に整理した有価証券、貯蔵品費等の売却による差益)、不用品売却代、遺失品代、諸手数料等

営業外費用の部

- 営業外費用**……………営業活動以外の原因から生じる経常的な費用
- ① 金融費用……………支払利息、支払割引料、社債利息、社債発行差金償却、社債発行費償却
 - ② その他……………流動資産売却損(貸借対照表の流動資産に整理した有価証券、貯蔵品等の売却による差損)、繰延資産に計上された創業費、開業準備費等の償却額等

貨物自動車運送事業に係る収益及び費用並びに 固定資産の配分基準について

一般貨物自動車運送事業及びその他の事業に関連する収益及び費用並びに固定資産（無形固定資産及び投資等を除く。）は、その属する勘定科目ごとにそれぞれ次の基準によって各事業に配分するものとする。

また、運賃原価算定時等において、一般貨物自動車運送事業における運賃・料金の種類ごとに配分を必要とする場合についても、この基準を準用するものとする。

なお、当該収益、費用及び固定資産が極めて少額である場合、又は主たる事業に比較して兼営する事業の割合が小さいため、配分基準の算定が困難である場合には、その金額を主たる事業に計上するものとする。

I. 収 益

営業外収益 営業収益の比率

II. 費 用

1 営業費

(1) 運送費

イ 人 件 費 従業員の実働人日数の比率 ただし技工の人件費については、車両修繕費の比率

ロ 燃 料 油 脂 費 当該事業在籍車両の総走行キロの比率（注1）

ハ 修 繕 費
事業用自動車 総走行キロの比率 ただし外注修繕費、部品費等については、当該事業在籍車両の総走行キロの比率

そ の 他 期末有形固定資産額（車両及び土地を除く。）の比率

ニ 減 価 償 却 費
事業用自動車 当該事業在籍車両の総走行キロの比率

そ の 他 期末有形固定資産額（車両及び土地を除く。）の比率

ホ 保 険 料 当該事業在籍車両の総走行キロの比率

へ 施 設 使 用 料 実在延日車数の比率

ト 自 動 車 リース料 当該事業在籍車両の総走行キロの比率

チ 施 設 賦 課 税 期末有形固定資産額（車両及び土地を除く。）の比率

事業用車両に係るものは当該事業在籍車両の総走行キロの比率

リ 事 故 賠 償 費 当該事業に係る実額

ヌ 道 路 使 用 料 当該事業に係る実額

ル フェリーボート利用料 当該事業に係る実額

ヲ そ の 他 輸送トン数（作業トン数）の比率

(2) 一般管理費

運送費（又は営業費から一般管理費を控除した金額）から減価償却費を控除した金額の比率

2 営業外費用

イ 金 融 費 用 {営業費（減価償却費を除く。）の比率+期末有形固定資産額の比率}×二分の一

ロ そ の 他 営業費（減価償却費を除く。）の比率

III. 固定資産

1 全事業から一般貨物自動車運送事業への配分（営業収益の比率+期末専属有形固定資産額の比率）×二分の一

2 一般貨物自動車運送事業における運賃・料金の種類ごとの配分

イ 車 両

事業用自動車 当該運賃・料金の種類に係る在籍車両の総走行キロの比率

そ の 他 実働延日車数の比率

ロ 建 物

営業所等現業関係の建物

輸送トン数（作業トン数）の比率

そ の 他 従業員の比率

ハ 構 築 物 輸送トン数（作業トン数）の比率

ニ 機 械 装 置 輸送トン数（作業トン数）の比率

ホ 工 具・器 具・備 品 輸送トン数（作業トン数）の比率

ヘ 土 地 輸送トン数（作業トン数）の比率

ト 建 設 仮 勘 定 前記各号に準ずる。

（注1）

「当該事業在籍車両の総走行キロの比率」とは、事業計画上当該事業に配置されている車両が、当該事業以外の他の事業のために使用された場合において、当該事業に配置されている全車両の総走行キロから他事業に係る部分の総走行キロを除いた純当該事業に係る総走行キロの比率をいう。

（注2）

金融収益又は金融費用の各事業への配分に当たっては、次に掲げる金額はあらかじめ控除して配分を行い、配分後に「その他事業」の金融収益又は金融費用として計上すること。

1 不動産事業を営んでいる事業者が、商品土地・建物に係る借入金利息を金融費用として計上している場合の当該借入金利息の金額

2 イに掲げる事業者（経営する事業が1事業のものを含む。）は、ロに掲げる金額

イ 事業年度終了の日において、投融資額（※）が固定資産の部の合計額の十分の一を超える事業者

ロ 金融収益……投融資額に係る受取配当金及び受取利息
金融費用……{(期首投融資額+期末投融資額)×二分の一}×実績借入金利率

※ 投融資額は、固定資産の投資等の合計額のうち、長期前払費用及び破産債権等並びに支払保険料、敷金その他の直接収入を生じないものは除き、流動資産である短期貸付金及び有価証券を含めたものとする。

2.事業報告書

一般貨物自動車運送事業 人件費明細表

●記入例

第3号様式（第2条関係）（日本工業規格A列4番）

一般貨物自動車運送事業人件費明細表

年 月 日から 年 月 日まで

住 所

事業者名

事業者番号

（単位：千円）

区 分	運 送 費		一 般 管 理 費	合 計
	運 転 者	そ の 他		
役 員 報 酬				
給 料 ・ 手 当				
賞 与				
（ 小 計 ）				
（支給延人員）（人月）				
退 職 金				
法 定 福 利 費				
厚 生 福 利 費				
臨 時 雇 賃 金				
（雇用延人員）（人日）				
そ の 他 の 人 件 費				
合 計				

- 備考
1. （支給延人員）欄には、給料支払の対象となった月別人員の当該事業年度における合計人員（人月）を記載すること。
 2. （雇用延人員）欄には、臨時雇賃金支払の対象となった日ごとの人員の当該事業年度における合計人員（人日）を記載すること。
 3. 運送費に係るその他の項については、荷扱手・助手、事務員等の給料・手当等について記載すること。

●この項は、事業の決算書に基づいて該当する数字を記入する。

■一般貨物自動車運送事業人件費明細表(第3号様式)の取扱要領

この人件費明細表は、運転者及びその他の運送費関係の職種の人件費及び役員、本社事務員等の一般管理費に属するものの人件費について、それぞれ給料・手当、賞与等の人件費の内訳及び支給対象となった従業員の年間延人員等を記載するものである。なお、他の事業を兼業している場合の一般管理費に属する各項目については、前出の「貨物自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分基準について」等により各事業に適正に配分した上で一般貨物自動車運送事業に係る人件費を記載すること。

- ① 役員報酬……………取締役、監査役等に支払う報酬
- ② 給料・手当……………賃金として毎月従業員に支払われるもの
- ③ 賞与……………夏季、年末、年度末等に支払われる臨時的給与。賞与引当金を設定している場合はこれに含めて計上する。
- ④ 小計……………給料・手当及び賞与の小計。なお、一般管理費の役員報酬は含まないので注意すること。
- ⑤ 支給延人員……………給料支払の対象となった月別人員の当該事業年度における累計人員（人月）。
- ⑥ 退職金……………従業員が期の途中で退職し、現実に費用として支出した退職金の額及び従業員各人につき決算整理の際計算した退職給与引当金の各職種ごとの合計額
- ⑦ 法定福利費……………健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険等社会保険の保険料の事業主負担分
- ⑧ 厚生福利費……………医療・医薬品代、健康診断代、食事補助金、運動・娯楽用品代、慰安旅行費用、従業員に対する慶弔見舞金、厚生施設・備品の維持運営に係る費用等
- ⑨ 臨時雇賃金……………臨時に雇用した者に対する賃金・手当等。日雇健康保険料等の法定福利費もこの項目に記載する。
- ⑩ 雇用延人員……………臨時雇用支払の対象となった日ごとの当該事業年度における累計人員（人日）。

■損益計算書の記載要領

1. 損益欄が損失となる場合は、△印を付して記載すること。
2. 損益計算書に関する注記は、注記表の記載要領に従い、それぞれの該当欄に記載すること。

重要な会計方針

● (注記欄)

(注記欄)	
重要な会計方針	有形固定資産の償却は定率法を採用している。
会計方針又は記載の方法の変更及びその増減額	変更事項 増減額 千円
貸倒引当金	短期 〇〇〇〇千円 長期 千円
減価償却累計額	〇〇〇〇〇〇〇千円
子会社に対する	金銭債権 短期 〇〇〇〇千円 長期 〇〇〇千円
	金銭債務 短期 〇〇〇〇千円 長期 〇〇〇千円
支配株主に対する	金銭債権 短期 〇〇〇〇千円 長期 〇〇〇千円
	金銭債務 短期 〇〇〇〇千円 長期 〇〇〇千円
重要な流動資産で取得価格又は制作価格が著しく低い取得価額又は製作価額を付したものの	
重要な株式（市場価格のあるもの）で取得価額より著しく低い取得価額を付したものの	
重要な社債（市場価格のあるもの）で取得価額より著しく低い取得価額を付したものの	
固定資産の償却年数及び残存価額の変更	
担保に供されている資産	土地 (330m ²)
取締役・監査役に対する金銭債権、金銭債務	金銭債権 千円 金銭債務 千円
保証債務、手形遡求義務、損害賠償義務等の債務	保証債務 10,000千円
1株当たりの当期利益又は当期損失	当期利益 〇〇〇円 当期損失 円
商法施行規則第124条第1号又は第126条第1号に規定する超過額	
商法施行規則第124条第3号又は第126条第3号に規定する純資産額	
重要な固定資産でリースにより使用するもの	
その他の注記事項	
	〇〇運輸(株)の株式は時価が著しく下がっている。 なお、計上価格は取得価格

■貸借対照表の記載要領

1. 営業取引によって生じた金銭債権及び金銭債務は、それぞれ流動資産及び流動負債の欄に記載すること。
2. 剰余金が欠損金となる場合及び評価・換算差額等の項目等に記載される金額が負の値となる場合には、△印を付して記載すること。
3. 貸借対照表に関する注記は、注記表の記載要領に従い、それぞれの該当欄に記載すること。
4. 固定資産は、減価償却累計額を控除した残額を記載すること。なお、有形固定資産の減価償却累計額は、その累計額を注記表の記載要領に従い、記載すること。
5. 特定の科目に関する注記については、その関連する貸借対照表の科目と注記した欄とに※印と番号を付し、その関連が明らかになるようにすること。
6. 各資産に係る引当金は、当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他その設定目的を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。また、各資産の区分に応じ、一括して表示することを妨げない。なお、各資産に係る引当金は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。
7. 関係会社の株式又は出資金は、関係会社株式又は関係会社出資金の項目をもって別に表示しなければならない。
8. 流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。固定資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額についても同様とする。

注記表

1. 公認会計士又は監査法人の監査を受けている会社については、本様式によらず、会社法第 129 条に定める原則的な注記表の添付が望ましい。
2. 注記表のうち、非公開会社（発行する株式の全てについて、定款において、株式の譲渡に株式会社の承認を要する旨を定めている会社）については、②及び⑤以外の注記については省略することが可能である。
3. 『①重要な会計方針に係る事項に関する注記』には、計算書類の作成のために採用している会社処理の原則及び手続並びに表示方法等を記載する。ただし、重要性が乏しいもの及びその採用が原則とされている会計方針についてはこの限りではない。
4. 『②会計方針又は記載の方法の変更の内容・理由及びその増減額』について、その変更による影響が軽微であるときは、その記載を省略することができる。
5. 『③貸借対照表に関する注記』については次の例による。
 - ・資産が担保に供されているときは、資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額を記載すること。
 - ・貸倒引当金を直接控除方式による場合は、その金額を記載すること。
 - ・各固定資産の資産別の減価償却累計額（一括項目として注記することが適当な場合にあつては、各資産について一括した減価償却累計額）を記載すること。
 - ・保証債務、手形廻及義務、損害賠償義務等の債務は、その内容及び金額を記載すること。ただし、負債の部に計上したものについてはこの限りではない。
 - ・関係会社（親会社、子会社、関連会社、報告会社が他の会社の関連会社である場合の当該他の会社）に対する金銭債権又は金銭債務は、それぞれ長期、短期ごとに一括して記載すること。
 - ・取締役等（取締役、監査役、理事等）に対する金銭債権又は金銭債務は、それぞれ長期、短期に一括して記載すること。
6. 『④損益計算書に関する注記』には、関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額を記載すること。
7. 『⑤株主資本等変動計算書に関する注記』については次の例による。
 - ・発行済株式数及び自己株式数について、種類株式を発行している会社については、種類ごとの株数を記載すること。
 - ・配当に関する事項には、それぞれ配当金の総額等を記載すること。
8. 『⑥税効果会計に関する注記』には、繰延税金資産、繰延税金負債それぞれの発生の主な原因を記載すること。
9. 『⑦リース使用固定資産に関する注記』には、ファイナンス・リース取引のうち、売買処理を行っていないものを対象として記載すること。
10. 『⑧関連当事者との取引に関する事項』には、関連当事者の名称、議決権割合、取引の内容及び金額等、会社計算規則第 140 条に定める事項を記載すること。
11. 『⑨1株当たり情報に関する注記』には、1株当たりの純資産額及び当期純利益金額を記載するものとし、債務超過又は当期純損失金額となる場合は、△印を付すこと。
12. 『その他の注記事項』には、重要な後発事象に関する事、会社法以外の特別法により計上が求められる準備金又は引当金に関する事項、その他会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

その他

1. 業報告書は、毎事業年度の経過後百日以内に提出すること。
2. 消費税等の実施に伴う事業報告書作成上の留意点は次の通り。
 - ・財務諸表は税抜方式により作成すること。
 - ・注記表の『その他の注記事項』の欄に、消費税等の会計処理は税抜方式により行っていること及び資産に係る控除対象外消費税等の処理方法について記載すること。
 - ・事業年度における仮受消費税等と仮払消費税等については、相殺を行い、相殺後の金額を未払消費税等又は未収還付消費税等の科目で貸借対照表に計上すること。
 - ・簡易課税制度を選択している事業者等において、上記相殺後の金額と実際の納付額との間に差異が発生した場合、当該差異は営業外損益のその他損益の欄に含めて記載すること。

3

事業実績報告書

貨物自動車運送事業 実績報告書

●記入例

第4号様式(第2条関係)(日本工業規格A列4番)

事業者番号

区分	一般			特定
	特積	利用	霊柩	

貨物自動車運送事業実績報告書

あて

住所 東京都〇〇区〇丁目〇〇番〇〇号
 事業者名 〇〇運輸株式会社
 代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇
 電話番号 03-0000-0000

事業概況(平成〇〇年3月31日現在)

事業用自動車	32 両	従業員数	40 人	運転者数	35 人
--------	------	------	------	------	------

事業内容(前年4月1日から3月31日まで)

・ダンプによる土砂等輸送	・冷凍、冷蔵輸送
・基準緩和認定車両による長大物品等輸送	・原木、製材輸送
・国際海上コンテナ輸送	・引越輸送
・コンクリートミキサー車による生コンクリート輸送	・その他()
・危険物等輸送	

輸送実績(前年4月1日から3月31日まで)

	延実在車両数 (日車)	延実働車両数 (日車)	走行キロ (キロメートル)	実車キロ (キロメートル)	輸送トン数		営業収入 (千円)
					実運送 (トン)	利用運送 (トン)	
北海道							
東北							
北陸信越							
関東	11,680	7,592	478,296	301,326	24,294	0000	000000
中部							
近畿							
中国							
四国							
九州							
沖縄							
全国計	11,680	7,592	478,296	301,326	24,294	0000	000000

事故件数(前年4月1日から3月31日まで)

交通事故件数	5	重大事故件数	0	死者数	0	負傷者数	2
--------	---	--------	---	-----	---	------	---

- 備考1 区分の欄は、該当する事項を○で囲むこと。
 2 従業員数は、兼営事業がある場合は、主として当該事業に従事している人数及び共通部門に従事している従業員のうち当該事業分として適正な基準により配分した人数とし、運転者数を含むものとする。
 3 事業内容については、主なもの三項目以内を○で囲むこと。
 4 危険物等とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)別記様式の(注)の「積載危険物等」をいう。
 5 輸送実績については、地方運輸局の管轄区域ごとに、当該地方運輸局の管轄区域内にあるすべての営業所に配置されている事業用自動車の輸送実績(ただし、輸送トン数(利用運送)については、当該地方運輸局の管轄区域内にあるすべての営業所において行った貨物自動車利用運送に係る貨物取扱量)について記載すること。
 6 交通事故とは、道路交通法(昭和23年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。
 7 重大事故とは、自動車事故報告規則第2条の事故をいう。

■貨物自動車運送事業実績報告書(第4号様式)の取扱要領

本表は、事業者ごとに一葉作成し、各地方運輸局ごとにその管轄区域内にあるすべての営業所に配置されている事業用自動車の前年4月1日から3月31日までの1年間の輸送実績について記載し、各々の項目の合計値を全国計の欄に記載すること。

- ① 区分の欄は、行っている事業の区分について、該当するものをすべて○で囲むこと。
- ② 事業用自動車の数の欄は、3月31日現在の事業計画に記載された事業用自動車の数を記載する。
- ③ 従業員数の欄は、3月31日現在における貨物自動車運送事業に従事する従業員数（役員は含まない。）を記載する。
- ④ 事業内容の欄中、その他に記載する場合は、「食料品の集配」、「機械部品の貸切輸送」等、輸送品目、輸送形態を簡潔に記載する。
- ⑤ 延実在車両数の欄は、事業用自動車数が前年の4月1日から当年の3月31日までの1年間において在籍した日数の年間累計を記載する。このため、保有している事業用自動車1両ごとに異動が行われた日まで、あるいは行った日からの日数を把握し、全車両分の合計を算出する必要がある。
- ⑥ 延実働車両数の欄は、事業用自動車が稼働した日数の年間累計を記載する。なお、事業用自動車が稼働したかどうかは1日単位で判断する。このため、1日のうち短時間のみ稼働しその後は稼働しなかった場合も1日車と算定することとなる。
- ⑦ 走行キロは、年間の走行距離の実績値を記載する。
- ⑧ 実車キロは、貨物を積載して走行した年間の走行距離（時間制運賃を適用する場合で運賃収受の対象となる時間内にあっては、貨物を積載しないで走行した場合も実車として扱うこと。）であり、フェリーボートに乗船中の距離は含まれない。
- ⑨ 輸送トン数は、貨物自動車利用運送に係るものを除外して、年間の総輸送トン数の実績値を実運送の欄に記載し、利用運送の欄に各地方運輸局の管轄区域内にあるすべての営業所において貨物自動車利用運送として取り扱った貨物取扱量を記載する。
- ⑩ 営業収入は、年間の営業収入の実績値を記載する。
- ⑪ 事故件数の欄は、事業用自動車に関係した全ての交通事故について記載する。死者数の欄は、交通事故の発生から24時間以内に死亡した人の数を記載し、負傷者数の欄は、交通事故によって負傷し、治療を要した人の数を記載する。

その他

貨物自動車運送事業実績報告書(第4号様式)中の輸送トン数については、荷主(荷主を運送事業者とする場合を含む。)から貨物の運送を引き受けた時点での貨物量により測定することとし、貨物の積み換え、中継、貨物自動車利用運送等による二重計上は行わないこと。また、霊きゅう自動車による運送を行う場合は、「トン」とあるのは「体」とした上で作成すること。